



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県例規集掲載事項)

○ 訓令

*54 和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令
(人事課)

訓 令

和歌山県訓令第54号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員服務規程(昭和63年和歌山県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項を削り、同条第3項中「第28条の5第1項」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「勤務時間は、前項の規定にかかわらず」を「1週間当たりの勤務時間は」に、「1週間当たり24時間」を「24時間」に改め、同項ただし書中「勤務時間」を「1週間当たりの勤務時間」に、「1週間当たり32時間」を「32時間」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、20時間、24時間又は25時間とする。

第3条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の1週間当たりの勤務時間は、休憩時間

を除き、4週間を超えない期間につき10時間、15時間、16時間、20時間、30時間又は32時間とする。

第3条の2及び第3条の3を次のように改める。

(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の勤務時間等)

第3条の2 勤務時間条例第3条第1項ただし書、同条第2項ただし書及び第4条に規定する育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の勤務時間等は、次のとおり決定する。

(1) 育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容に従い、決定する。

(2) 任期付短時間勤務職員にあっては、本庁の部長、知事室長、監察査察監、危機管理監、会計管理者、振興局長又は労働委員会事務局長(以下「部長等」という。)が、能率的な公務運営を確保するための必要性等を踏まえ、決定する。

(再任用短時間勤務職員及び現業職再任用短時間勤務職員の勤務時間等)

第3条の3 勤務時間条例第3条第1項ただし書に規定する再任用短時間勤務職員の週休日は木曜日及び金曜日とし、現業職再任用短時間勤務職員の週休日は金曜日とする。

2 勤務時間条例第3条第2項ただし書に規定する再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは月曜日から水曜日までの3日間において1日につき8時間とし、現業職再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは月曜日から木曜日までの4日間において1日につき8時間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、部長等は、勤務の特殊性その他の事由により、特例を必要とする再任用短時間勤務職員及び現業職再任用短時間勤務職員について、勤務時間等を別に定めることができる。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。